

第2回労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱い に関する検討会 議事要旨（令和4年12月7日開催）

<【論点①】保険料認定処分の不服申立等において労災支給処分の支給要件非該当性を主張することの可否について>

○ 労災支給処分と保険料認定処分は相互に独立性が強く、平成21年最高裁判決¹の判断基準を適用すべきような連動性はない。労災支給処分の違法を理由とする保険料認定処分の違法を、保険料認定処分の不服申立等において主張できるかどうかについては、平成21年最高裁判決とは別の違った観点から認めることになるかと理解している。

○ 平成21年最高裁判決は、「違法性の承継」の一般論を展開しているわけではない。本判決を分析すると、先行処分と後行処分とが同一の目的を達成するための一連の手続を構成し、相結合して1つの効果を実現しているといえること（①）及び先行処分の段階でそれを争うための手続的保障が十分に与えられていないといえること（②）が挙げられるだけであって、この両要素がそろわないと「違法性の承継」が認められないのかどうかについても、他に考慮要素があるかどうかについても、言及していない。

その上で②は、自己の法律上の利益に関わる行政処分の違法性が問題になる場合には、何らかの形で実効的にそれを争うことができる機会が保障されていなければならないことを意味し、これは「違法性の承継」が論じられる場面に限って要請されるものではない。

他方で、①が基準として機能しているのかについては、学説上非常に議論があるし、最高裁の調査官解説でも指摘されている。「違法性の承継」が典型的に論じられている土地収用の事業認定と収用裁決にしても、平成21年最高裁判決で問題とされた安全認定と建築確認の関係にしても、両者の間の関係は非常に密接だが、本検討会で議論している労災支給処分と保険料認定処分は両者の間の独立性が強いものであり、①に該当するかどうかについて詳細に検討せずとも結論を出すことができるかと考えるべき。

¹ 平成21年（行ヒ）第145号 同年12月17日最高裁判所第一小法廷判決 民集63巻第10号2631頁

<【論点②】保険料認定処分の不服申立等において労災支給処分の支給要件非該当性が認められた場合の労災支給処分の取扱いについて>

- 保険料認定処分の取消訴訟の判決の理由として労災支給処分の支給要件非該当性が認められたとしても、この保険料認定処分の取消判決を理由として、労災支給処分の職権取消し等はしないとの内容に関連して、仮に、労災支給処分に関して、請求者たる被災労働者等が重要な証拠を偽造したような場合には元々職権取消しがなされる場合があり得るが、その議論は本検討会の議論とは関わりがないものと理解する。

<【論点③】労災支給処分に関する特定事業主の不服申立適格等について>

○ 令和4年東京高裁判決²において引用している平成25年最高裁判決³は、事案の性質として、滞納者の共有持ち分へ差押処分がなされた場合、即時に他方持分者についても様々な制限がかかるものである。しかし、労災支給処分と保険料認定処分の関係についてみると、労災支給処分により直ちに特定事業主の権利を侵害されるわけではなく、将来、労災支給処分を理由にメリット制によって保険料が増額される可能性があるだけであり、その意味で平成25年最高裁判決と令和4年東京高裁判決とは事案が異なる。

○ 労災支給処分により直ちに特定事業主の権利を侵害されるわけではないという点に関連して、令和4年東京高裁判決が引用している平成18年最高裁判決⁴は、第二次納税義務者が自己に対する納付告知が来てから主たる課税処分に対する不服申立てを行う場合に関するもので、本来の納税義務者に対して主たる課税処分がなされた段階で、第二次納税義務者に当該処分の不服申立適格があるとまではする趣旨ではないと思われる。とすると、平成18年最高裁判決は、納付告知に相当する段階にある保険料認定処分が来ていない段階で、本来の納税義務者に対する課税処分に相当する段階にある労災支給処分の取消訴訟を提起できるとは考えていないはずであり、その意味で平成18年最高裁判決を踏み出した判断を令和4年東京高裁判決は行っている事案。

また、平成18年最高裁判決の泉裁判官補足意見では、第二次納税義務者は自己に対する納付告知に対する取消訴訟において本来の納税義務者に対する主たる課税処分の違法を主張できないとしている昭和50年最高裁判例⁵を変更されるべきとしたうえで、これが変更されない以上、第二次納税義務者に主たる課税処分につき不服申立てが認められ

² 令和4年（行コ）第130号 同年11月29日東京高等裁判所第4民事部判決

³ 平成24年（行ヒ）第156号 平成25年7月12日最高裁判所第二小法廷判決 民集244号43頁（滞納者と他者との共有に係る不動産につき、滞納者の共有持ち分が差押処分された場合に、当該他者が当該差押処分の取消訴訟を提起できるとした）

⁴ 平成16年（行ヒ）第275号 平成18年1月19日最高裁判所第一小法廷判決 民集60巻1号65頁（第二次納税義務者が納税義務者に対する課税処分につき不服申立てが認められるとした）

⁵ 昭和48年（行ツ）第112号 昭和50年8月27日最高裁判所第二小法廷判決 民集29巻第7号1226頁

るべきとしている。すなわち、この補足意見は、本来は昭和 50 年最高裁判例を変更して、第二次納税義務者は納付告知の取消訴訟で本来の納税義務者に対する主たる課税処分の要件該当性を争えるようにするべきだとしており、令和 4 年東京高裁判決の事案に当てはめると、保険料認定処分の取消訴訟等で特定事業主が労災支給処分の支給要件非該当性を主張できるように判例変更すべきと言っているように読める。

- 令和 4 年東京高裁判決では、メリット制を通じた労災保険料の増額の可能性のみに着目して特定事業主が労災支給処分の取消しを求める法律上の利益を有すると認めているが、この点に違和感を覚える。

同判決は、特定事業主が負いうる経済的不利益に過度に着目している一方で、労災保険法の趣旨及び目的をほとんど考慮していない。仮に同判決のように特定事業主の原告適格を認めると、今後、労災支給処分がなされるたびに、特定事業主が当該処分の取消しを求めて訴訟等を提起し、被災労働者等が安心して労災保険給付を受けることができなくなり、労災保険法の趣旨・目的である被災労働者に対する迅速かつ公正な保護の実施とそれによる労働者の福祉の増進という労災保険制度の主要な目的を損なうおそれがあると考ええる。こうした観点からも、労災支給処分に係る特定事業主の不服申立適格等を否定しつつ、保険料認定処分の不服申立等において、労災支給処分の支給要件非該当性に関する主張を認めることにより、特定事業主の手続的保障を図るという方向性が労災保険制度における労働者の法的地位の安定という側面からも必要かつ適切と考える。

- 原告適格を判断する場合に一番重要なのは、当該行政処分の根拠法規がどのような利益を保護しているのかという点にある。処分の名宛人の原告適格については通常議論されないが、それはその名宛人が当該処分の根拠法規によって保護されているか否かにかかわらず認められるという意味ではなく、名宛人は当該根拠法規によって当然保護されているので更なる議論をする必要がないからである。原告適格の判断にあたっては、論理的には、その処分の根拠法規によって保護されているかどうかを必ず検討すべき。令和 4 年東京高裁判決は、労災支給処分の根拠法規がどういう利益を保護しているのか、特定事業主の利益を保護しているのかといった点にあまり触れていない。

- 令和 4 年東京高裁判決が引用している平成 25 年最高裁判決は、納税

義務者と差し押さえられる不動産の持ち分を共有する他者の原告適格が問題になっているという意味で、共有持ち分を有する当該他者は納税義務者と同じように保護されるべきと考えられる事案。平成 18 年最高裁判決も、主たる納税義務者又は第二次納税義務者のいずれかが納税義務を果たす必要がある可能性があるという意味では、やはり同種の利害関係を持っていて、同じように保護されているといえる事案。

これに対し、今回の特定事業主と被災者労働者等との間の関係というのは、平成 25 年最高裁判決や平成 18 年最高裁判決と決定的に異なっており、両判決を引用している点が理解できなかった。

先行処分による直接・具体的な不利益の発生という点で共通性があるのではないかという観点で見ても、平成 25 年最高裁判決は滞納者の共有持ち分への差押処分により共有持分権者も即座に具体的な不利益を受ける関係にある。この点は、令和 4 年東京高裁判決の事案とは性質を異にする。

平成 18 年最高裁判決についていうと、課税処分された主たる納税義務者が納税しない場合に初めて第二次納税義務者の義務が発生するという意味で、令和 4 年東京高裁判決と共通点という余地もあるが、平成 18 年最高裁判決は第二次納税義務者の不服申立て期間等を後ろにずらすというやや無理をした構成となっている。その背景には平成 18 年最高裁判決の泉裁判官意見にもあるように昭和 50 年判例とその判例変更をしないという事情があり、労災支給処分と保険料認定処分の場合に当てはめるべきではないと考える。

(注) 報告書の内容については、今回までの議論内容をもって取りまとめることとし、軽微な修正などを含めた最終的な報告書の完成については座長一任となった。